

日 絹 月 報

令和2年10月号 第520号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会
日本絹人織織物工業組合連合会
Tel 03-5244-4243
URL <http://www.kinujinsen.com>

本号の主なニュース

1. 第135回通商問題委員会の開催
2. 「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業成長促進法）の施行
3. 令和3年度経済政策の重点、概算要求・税制改正要望について
4. 下請取引適正化推進月間の実施について
5. 「令和2年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針」を閣議決定

◇ 第135回通商問題委員会の開催 ◇

第135回通商問題委員会が9月2日(水)に開催され(1)日本の繊維貿易の現状(2)各国とのEPA交渉状況(3)EPA産業協力の現状等について説明があり意見交換が行われた。

1. 日本の繊維貿易の現況について

(1) 輸出入全般の動向

① 2020年6月の現況

円ベースでは、輸出は前年同月比68.0%、輸入は96.9%で単月で輸出大幅減、輸入も若干の減である。(参考：2020年5月単月は、輸出75.5%、輸入115.4%)

輸出(円ベース)は、前年同期比で2018年通期では101.7%、2019年通期では98.3%であった。2020年に入り乱高下しているが、1月～6月では87.4%となっている。

一方、輸入は前年同期比で2018年通期では106.0%、2019年通期では97.0%であった。2020年に入り、輸出同様に乱高下しているが、1月～6月では100.8%となっている。

項目	2020年6月				2020年1月～6月			
	金額		前年同月比		金額		前年同期比	
	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース
輸出	54,804	509	68.0%	68.4%	383,653	3,542	87.4%	88.8%
輸入	266,068	2,474	96.9%	97.4%	1,989,728	18,401	100.8%	102.6%

②繊維品別輸出入実績（2020年1月～6月累計・前年同期比）

輸出（円ベース）		輸入（円ベース）	
繊維原料	92.9%	繊維原料	78.2%
糸類（紡績糸・合繊糸）	81.6%	糸類（紡績糸・合繊糸）	77.7%
綿糸	47.3%	綿糸	80.5%
毛糸	68.4%	毛糸	55.9%
合繊糸	82.5%	合繊糸	80.6%
織物	80.9%	織物	80.8%
綿織物	72.5%	綿織物	89.8%
毛織物	60.8%	毛織物	59.4%
合繊織物	78.2%	合繊織物	76.1%
二次製品	91.9%	二次製品	103.0%

（2）各国・地域別輸出入の動向

①輸出（2020年1～6月累計 前年同期比（円ベース））

東南アジア（中国含む）：87.6%、米州：86.7%、欧州：84.7%、中国：83.8%、シェアは27.2%（前年比▲1.2pt）と1～6月累計では輸出額、シェア共に減であるが、特に輸出額は大幅減である。

アセアン：85.6%、シェアは25.0%（前年比▲0.6pt）。輸出増でシェア共に減である。

2020年1月～6月累計で、前年同期対比100%以上は、台湾113.4%、香港101.3%と欧州のその他（ベルギー、スイス等やロシア等の東欧）が103.9%など。

シェアが安定して伸長していたベトナムの構成比は12.1%（前年同期比▲0.5pt）と低調。

②輸入（2020年1月～6月累計 前年同期比（円ベース））

東南アジア（中国含む）：103.1%、米州：87.9%、欧州：76.2%、中国：109.9%、シェアは59.1%（前年比+4.9pt）と5月以降、好調である。

アセアン：96.5%、シェアは26.7%（前年同期比▲1.2pt）と輸入額・シェア共に減である。

1月～6月累計で前年同期対比100%以上は中国の109.9%以外に、香港128.3%、ベトナム100.5%、ミャンマー104.7%などである。
ベトナムのシェアは12.9%（前年同期比▲0.1pt）と伸び悩んでいる。

2. 次回日程について

第136回通商問題委員会は、11月10日（火）14時～

◇ 「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業成長促進法）の施行 ◇

令和2年9月15日
経 済 産 業 省
中 小 企 業 庁

第201回通常国会において成立した「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業成長促進法）を施行するための関係政令が閣議決定されました。これを踏まえ、同法は一部を除き、令和2年10月1日に施行されます。

1. 改正法について

中小企業成長促進法は、中小企業の廃業を防ぐとともに、中小企業が積極的に事業展開を行い、成長できる環境を整備するために、経営者保証の解除支援、みなし中小企業者特例、海外展開支援、計画制度の整理など、必要な措置を講ずるものです。

2. 閣議決定された政令の概要

- (1) 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

中小企業成長促進法の施行期日を令和2年10月1日（一部は令和3年4月1日）（※）と定めるものです。

（※）みなし中小企業者への日本公庫及び沖縄公庫による貸付けの特例等に関する施行期日は令和3年4月1日としています。

- (2) 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

中小企業成長促進法の施行により、異分野連携新事業分野開拓計画、地域産業資源活用事業計画などを廃止すること等に伴い、「中小企業等経営強化法施行令（平成11年政令第201号）」その他の関係政令の整理を行うものです。


3. 今後の予定

令和2年9月16日（水曜日）公布

令和2年10月1日（木曜日）施行

令和3年4月1日（木曜日）施行（上記（※）部分）

関連資料


[中小企業成長促進法について（PDF形式：1,256KB）](#) 

[整理政令要綱（PDF形式：70KB）](#) 


[整理政令理由（PDF形式：95KB）](#) 


[新旧対照条文（整理政令）（PDF形式：207KB）](#) 

[参照条文（整理政令）（PDF形式：1,023KB）](#) 

[施行日政令要綱（PDF形式：25KB）](#) 

[施行日政令理由（PDF形式：34KB）](#) 

[法律要綱（PDF形式：127KB）](#) 

[参照条文（施行日政令）（PDF形式：44KB）](#) 

担当

中小企業庁 事業環境部 企画課長 神崎

担当者：行廣、齊藤、北川

電話：03-3501-1511（内線5231）

03-3501-1765（直通）

03-3501-7791（FAX）

◇ 令和3年度経済政策の重点、概算要求・税制改正要望について ◇

令和2年9月30日

経済産業省

中小企業庁

令和3年度経済政策の重点のうち、地域・中小企業・小規模事業者関係の概算要求等のポイントは、以下のとおり。

基本的な課題認識と対応の方向性

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者の事業継続を強力的に支援するため、令和2年度第一次及び第二次補正予算において、

持続化給付金・家賃支援給付金・持続化補助金の支給や実質無利子融資・資本金供給等の資金繰り対策といった危機対応を実施。

- ・令和3年度当初予算では、①「事業承継・再生等の新陳代謝の促進」、②「研究開発・海外展開等を通じた生産性向上による成長促進」、③「中小企業等のデジタル化の推進」に取り組み、コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成長からの脱却を図る。
- ・加えて、④「経営の下支え、事業環境の整備」、⑤「災害からの復旧・復興、強靱化」にも粘り強く取り組む。

① 事業承継・経営資源集約化・再生等の新陳代謝の促進

- ・経営者の高齢化が進む中、事業承継は喫緊の課題。親族内・第三者承継を総合的に支援する体制を整備し、プッシュ型の支援に転換。
- ・また、事業承継等を契機とした経営革新に挑戦する中小企業を後押しするため、事業承継補助金を措置し、承継を機縁とした成長促進を強力に支援。
- ・ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けた新たな成長を促すため、経営資源の集約化を後押しするための税制を創設し、包括的かつ集中的な取組を実施。
- ・コロナ危機により中小企業再生支援協議会に対する相談が急増、再生計画策定の要望に十分に応じられるよう体制を拡充する。

○事業承継総合支援事業 【142.8億円（75.1億円）の内数】

- ・事業引継ぎ支援センターに事業承継ネットワークを統合。事業承継ニーズの掘り起こしを実施し、事業承継計画の策定支援・専門家派遣等の事業承継に関する総合的な支援を実施。

○事業承継・世代交代集中支援事業 【27.0億円（新規）】

- ・事業承継・事業再編を契機とした設備投資や第三者承継時の専門家活用費用等を補助する事業承継補助金を措置するとともに、後継者選定後の教育に関する実証事業（事業承継トライアル実証事業）を実施。

○中小企業の経営資源集約化促進 【新設】

- ・ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業の経営資源の集約化（統合等）を支援するため、必要な措置を要望。

○中小企業再生支援事業 【142.8億円（75.1億円）の内数】

- ・中小企業再生支援協議会によるコロナ危機の影響を受けた中小企業の再生計画の策定支援等。

② 研究開発・海外展開等を通じた生産性向上による成長促進

- ・事業化計画の磨き上げを含め研究開発を支援し、技術力に秀でた中小企業のビジネス展開を促進。

- ・ 海外展開支援は中小企業の生産性向上にとって重要。特にコロナ後の海外展開で重要となる越境EC等を活用し、時代に即応した海外進出を強力に支援。

**○戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業）【147.0億円
(131.2億円)】**

- ・ ものづくり基盤技術に関する研究開発支援（3年間最大9,750万円）。高い技術的優位性がある一方、事業化に向けた計画に見直しの余地がある案件について、事業化計画の磨き上げ支援を行い、十分な見直しが見られたものを採択する新たな取組を実施。

○JAPANブランド育成支援等事業 【10.6億円(10.0億円)】

- ・ 中小企業による越境 EC やクラウドファンディングを活用した海外展開や、コロナ危機を契機とした新事業展開を図る取組を支援。

**○中小企業生産性革命推進事業（中小機構運営費交付金）【3,600億円
<R1補正>】**

- ・ 設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業の実業性向上に資する継続的な支援を実施。

③ 中小企業等のデジタル化の推進

- ・ データを活用した中小企業の研究開発を促進し、デジタル技術活用を推進。
- ・ デジタルを活用した地域企業・産業の競争力強化と、若者を中心とした人材の地方移動支援等を実施。
- ・ 政府の中小企業向け支援サイトであるミラサポplusの拡充等も実施。

**○ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業（ものづくり補助金）
【21.5億円(10.1億円)】**

- ・ 複数の中小企業がデータを共有し生産性の向上を図る取組や、中小企業が共通システムを導入しデータを共有・活用することでサプライチェーン全体を効率化する取組等を支援。

○地域未来デジタル・人材投資促進事業 【30.0億円(新規)】

- ・ 地域未来牽引企業等を中心とした地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域における高生産性・高付加価値企業の強化・創出を行うとともに、若者人材の地域企業への移動を支援。

④ 経営の下支え、事業環境の整備

- ・ 中小企業の取引条件の改善を図り「しわ寄せ」を防止することで、大企業と中小企業が共に成長できる環境整備に取り組む

- ・ 中小企業の相談対応（よろず支援拠点）や経営指導（経営発達支援計画）、資金繰り支援（政策金融・信用保証制度・マル経融資等）、小規模事業者支援（自治体連携型補助金等）、消費税転嫁対策等に引き続き取り組む。

○中小企業取引対策事業 【10.0億円(9.8億円)】

- ・ 中小企業等の取引上の問題解決に向けた専門家や弁護士による相談を行う下請かけこみ寺事業等を実施。

⑤ 災害からの復旧・復興、事前の備え

- ・ 東日本大震災、令和2年7月豪雨からの復旧・復興について引き続き支援策を措置。
- ・ 近年多発する自然災害等に対する中小企業の事前対策の取組を強力に支援し、中小企業の強靱化を図る。

○なりわい再建支援事業 【275.7億円】（令和2年度予備費で措置済み）

○中小企業強靱化対策事業【中小機構運営費交付金194.1億円

（175.5億円）の内数】

- ・ 中小企業の自然災害等への事前対策を促進するため、「強靱化支援人材」を機構の地域本部に配置し、相談体制を整備。

◇ 下請取引適正化推進月間の実施について ◇

令和2年10月1日
中小企業庁
公正取引委員会

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。本年度は以下の取組を行います。

1. 普及・啓発事業

1. 下請取引適正化推進講習会の開催（公正取引委員会との連携事業）
全国（32会場）において、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底します。
2. 適正取引講習会（テキトリ講習会）の開催（中小企業庁独自事業）

日頃感じている、下請取引における疑問や不安を一挙に解決します。親事業者と下請事業者の適正な取引の推進を図るため、インターネットを活用したオンライン形式での講習会の実施等により、下請法等の普及・啓発を行います。

3. 下請かけこみ寺の利用促進（中小企業庁独自事業）

「下請かけこみ寺」（全国48ヶ所に設置）では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

詳しくはこちら

[中小企業庁 下請かけこみ寺](#)

4. 広報誌等への掲載・掲示（公正取引委員会との連携事業）

ホームページ、メールマガジンを通じた広報。都道府県や中小企業関係団体、事業者団体等の機関誌等を通じた広報

2. 令和2年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語

（公正取引委員会との連携事業）

下請取引を行っている事業者に「下請取引適正化推進月間」を認知して頂くことを目的として、キャンペーン標語の一般公募を行ったところ、全国から192点の御応募がありました。その中から、公正取引委員会における厳正な審査の結果、入選作品5点を選定し、その中から、キャンペーン標語となる特選作品を決定しました。キャンペーン標語は、下請取引適正化推進講習会テキストの表紙などに使用するほか、全国各地で実施する下請取引適正化推進講習会で紹介することにより、事業者のコンプライアンス向上に資するよう幅広く活用します。

【特選作品】

叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉（野上 宗幹さん・東京都）

【入選作品】

適正な 価格で築く 相互の信頼（石村 知夏さん・大阪府）

下請の 高い技術を守るのは 親事業者の適正対価（中島 毅俊さん・神奈川県）

求める品質 応じる対価 継続しよう適正取引（森原 武さん・神奈川県）

押し付けず みずから取り組む 適正取引（藤谷 可奈子さん・秋田県）

関連資料

[令和2年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について（PDF形式：98KB）](#) 

担当

中小企業庁事業環境部 取引課長 亀井

担当者：寺田、泉 ※本資料に関するお問い合わせ先

浅田、羽柴 ※「1. 普及・啓発事業（2）、（3）」に関するお問い合わせ先

電話：03-3501-1511（内線5291～7）

03-3501-1669（直通）

03-3501-6899（FAX）

◇ 「令和2年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針」を閣議決定 ◇

令和2年10月2日

経済産業省

中小企業庁

「中小企業等経営強化法」に基づく中小企業技術革新制度における「令和2年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等[※]の交付の方針」を閣議決定しました。

※「特定補助金等」とは、国や独立行政法人等の研究開発予算のうち、中小企業・小規模事業者等が研究開発及びその成果を利用した事業活動に活用できるものとして国が指定した補助金、委託費等のことです。


1. 制度の概要

中小企業・小規模事業者等に対する研究開発予算の支出拡大及び研究開発成果の事業化支援のため、「中小企業等経営強化法」に基づき、以下の内容を、平成11年度から毎年度「中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針（以下「特定補助金等の交付の方針」という。）」として閣議決定しています。

1. 国等の研究開発予算の中小企業・小規模事業者等向け支出目標額
2. 中小企業・小規模事業者等が特定補助金等を活用して開発した成果の事業化に向けた支援措置等
2. 令和2年度「特定補助金等の交付の方針」のポイント（新規・拡充項目）
 1. 関係省庁の協力を得て、国等の研究開発予算における中小企業・小規模事業者等向け支出目標額を、過去最高額の463億円とします。
 2. 経営に関する相談対応や迅速な概算払等の執行の弾力化など、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者等が特定補助金等の交付をできる限り受けられるよう努めます。
 3. 大企業との取引において知的財産を保護できるよう、遵守すべきガイドライン等の策定の検討を行うとともに、補助金等申請の際、知財戦略の記載を求めるなど、知財戦略意識の向上を図ります。

4. 補助金申請システム「Jグランツ」の活用や、法人共通認証基盤「GビズID」の更なる普及に取り組みます。

関連資料

令和2年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針について
(PDF形式：261KB) 

担当

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課長 横田
担当者：津田、秋間、佐々木
電話：03-3501-1511（内線5351～5355）
03-3501-1816（直通）
03-3501-7170（FAX）

動 向

- 9月 2日 日本繊維産業連盟 第135回通商問題委員会
9月25日 当会 資産運用検討委員会、正副会長・正副理事長会議
10月20日 ケケン試験認証センター 2020年度第2回理事会
10月23日 当会 日絹工業会・日絹連合会 理事会

会議予定

- ☆ 日本繊維産業連盟 第136回通商問題委員会
11月10日（火）14時～16時 於：繊維会館7F
☆ 経済産業省 和装振興協議会
11月19日（木）15時～17時 於：未定
☆ 日本繊維産業連盟 常任委員会
12月 7日（月）13時30分～16時 於：YOUITO 日本橋室町野村ビル5F
☆ 日本繊維産業連盟 繊維産業技能実習事業協議会（第10回）及び取引適正化推進委員会
12月 7日（月）16時～17時 於：YOUITO 日本橋室町野村ビル5F
☆ 日本繊維産業連盟 令和3年総会
1月14日（木）14時～17時 於：東京プリンスホテル

イベント

☆ 丹後ちりめん創業300年 SILK WEEKS IN TANGO
TANGO TEXTILE EXHIBITION
10月21日(水)～11月1日(日)【展示 一般公開】
10時～17時
会 場：丹後織物工業組合 特設会場

☆ 第118回博多織求評会
11月11日(水)～13日(金)【審査会】
14日(土)10時～17時【一般公開】
15日(日)10時～15時【一般公開】
会 場：萬松山 勅賜 承天禅寺

☆ 十日町・塩沢・小千谷 越後にいがた 染と織の逸品展
【京都会場】
11月17日(火)14時30分～17時
18日(水) 9時～17時
19日(木) 9時～13時30分
会 場：丸池藤井ビル 3F
【東京会場】
11月24日(火)11時～17時
25日(水) 9時～16時
会 場：綿商会館 4、5F

☆ JFW JAPAN CREATION 2021
11月18日(水)10時～18時30分
19日(木)10時～18時
会 場：東京国際フォーラム ホール E1

☆ Premium Textile Japan 2021 Autumn/Winter
11月18日(水)10時～18時30分
19日(木)10時～18時
会 場：東京国際フォーラム ホール E2

☆ 「The Japan Observatory」 at Milano Unica 2022 Spring/Summer
2月 2日（火）～ 4日（木）9時～ 18時30分
会場：イタリア ミラノ ロー フィエラ ミラノ

官公庁・団体からの案内情報

《 厚生労働省 》

- ・働き方・休み方改革シンポジウム

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>

- ・化学物質のリスクアセスメントの実施

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

- ・年次有給休暇取得促進特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/

《 厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会 》

- ・「しわ寄せ防止」特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>